

チャレンジ アンダー 210 いが

～伊賀労働基準監督署管内の労働災害 210 人未満をめざして～

労働災害は本来あってはならないもので、労働災害の発生は労働生産性を阻害し、健全な企業経営を損なうものです。

令和 2 年中に死傷者数 210 人未満を達成するため、今般「チャレンジアンダー 210 いが」推進運動を管内に展開していますが、労働災害の増加に歯止めをかけることが出来ず、本年 8 月及び 10 月に 2 人の墜落による死亡災害が発生しています。

このような状況下、10月5日に三重労働局長から労災死亡事故多発緊急事態宣言が発令され、伊賀労働基準監督署においても裏面のとおりに

労災死亡事故多発緊急事態宣言を発令し、年内集中的に取り組みをお願いすることとしました。

以下のケガなし3か条を守って、労働災害ゼロを目指しましょう。



三、人生の先輩方も働きやすい職場環境をつくるべし。

二、高所では、命綱を使って作業すべし。

一、段差やすべりやすい所では、足元に注意すべし。

ケガなし3か条

ケガせんぞうからの

チャレンジアンダー
210 いが / ケガなしで
こぎる



労災死亡事故多発緊急事態宣言

伊賀労働基準監督署管内において、8月末及び10月初旬に労災死亡事故が発生し、2人の尊い命が失われた。これらの労災死亡事故はいずれも高齢者の墜落によるものであり、かつ、単独作業中に発生した。過去5年間を振り返っても、労災死亡事故が3人以上発生したのは昨年のみである。

あらためて、労使が相当の危機感を持って墜落による労災死亡事故防止対策に取り組む必要がある。

労災死亡事故は、どのような状況下でも、いかなる労働現場においてもあってはならないものであり、死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要である。

この憂慮すべき事態を打破し、労働災害防止に向けて決意を新たに労使が一丸となった取組を進めることにより、尊い人命を奪う労災死亡事故の絶滅を切に願う。

ここに、労災死亡事故多発緊急事態を宣言する。

令和2年10月9日

伊賀労働基準監督署長

久留原 郁子